

生徒心得

◎挨拶は生活の基本である。校内外を問わず、常に気持ちのよい挨拶をする。

◎身だしなみを整え、学習と部活動を両立させ、前向きで健全な学校生活をおくる。

○生活時間

1. ノーチャイム制のため、各自で自覚を持って行動し、常に時間厳守を心がけること。
2. 登校時刻は7：30以降とする。ただし、部活動等で許可を受けた場合は7：00から登校を認める。早朝活動の詳細は部活動規定で定める。
3. 最終下校時刻は16：50とする。ただし、講習・部活動等の延長活動は届け出によって許可するものとする。延長活動の詳細は部活動規定で定める。
4. 休日における活動は、事前に学校長（生活指導部）の許可を得て行うこと。その際は必ず顧問の引率を必要とする。

○通学

1. 通学の際には他者への思い遣りの気持ちを忘れず、交通法規を遵守すること。
2. 自転車通学は保護者の承諾のもと、学校長（生活指導部）の許可を得ること。
3. 自転車通学を許可された生徒は、指定のステッカーを自転車の定められた場所に貼付する。
4. 駅から学校までの自転車利用も可とする。その際は駅等の駐輪場を利用し、そのルールに従ってきちんと駐輪すること。
5. バイク・自動車による登校は認めない。

○校内生活

1. 必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。貴重品の管理はロッカーに鍵をつけて保管するなど、各自が責任を持って行うこと。
2. ゲーム機等学習に不必要なものは持ち込まない。
3. 登校後の外出は認めない。どうしても外出の必要がある場合は担任の許可を得て、外出許可証を携行すること。
4. 上履きと下履きの区別を明確につけること。
5. 立ち入り禁止区域（屋上・非常階段等）へは、非常時以外には立ち入らないこと。
6. 金品を紛失・拾得した場合、また盗難にあった場合は、速やかに担任または生活指導部に届け出ること。
7. 校内の施設を利用する時は、担当責任者に申し出て許可を得ること。また、施設を破損した場合は、速やかに担任（顧問）または生活指導部に届け出ること。
8. 校内で掲示・印刷物の配布・集会等を行う時は、事前に生活指導部の許可を得ること。
9. 携帯電話などは校内では常にマナーモードにしておくとともに、授業中・集会などでは電源を切ること。また、SNSに関するトラブルを起こさないようにする。

○服装・みだしなみ

1. 制服を着用し、異装による登校は認めない。やむを得ない理由で異装する場合は、生活指導部の許可を得ること。
2. 頭髪の染色・脱色やパーマなどの髪型の意図的な加工は認めない。
また、「特異」な髪型は理由の如何にかかわらず指導する。
3. 化粧は認めない。
4. ピアス・イヤリング・ネックレスなどの装飾品は認めない。

○アルバイト

1. アルバイトは禁止とする。
2. 家庭の事情等でやむを得ず行う必要が生じた場合は、保護者の承諾のもと、学校長(担任・生活指導部)の許可を得て行うものとする。

服装規定

1. 制 服

- ① 登下校時、および校内における学習活動の際には、必ず本校指定の制服を着用する。
- ② ベスト・セーターは男女とも学校指定色(黒・白・紺・グレー)で、Vネック、無地のものとする。
- ③ 冬服期間について
登下校時には、ブレザー、ネクタイ(リボン)を着用する。
- ④ 夏服期間について
・ブレザー、ネクタイ(リボン)を着用しなくてもよい。ブレザーを着た場合はネクタイ(リボン)を着用する。
- ⑤ 制服の加工は認めない。
- ⑥ スカート・キュロットの丈は、膝にかかる長さとする。
- ⑦ 公式な行事や全校が集まる集会には「正装」(男女ともブレザー・ネクタイを着用)を基本とする。

2. シャツ・ソックス

- ① ワイシャツは白色・無地のものを着用する。
- ② ソックスは無地のものを着用する。色が極端に華美なもの認めない。
- ③ ルーズソックスや膝が隠れるようなソックス、レッグウォーマーなどの着用は認めない。
- ④ ストッキング・タイツの色はベージュ・黒を可とする。

3. セーター・ベスト

- ① 年間を通して、ベスト・セーターを着用する場合は男女とも、学校指定色（黒・白・紺・グレー）のものを着用する。
- ② 校内でのセーター・ベストでの活動を認める。
- ③ 夏服期間においては、男女とも学校指定色（黒・白・紺・グレー）のベスト・セーターでの登下校を可とする。

4. その他

- ① 冬季は登下校時に、ブレザーの上に防寒用の衣服の着用を認める。ブレザーより大きいものを基準とし、色が極端に華美なもの認めない。

※部活着は不可とする。

☆着用を認めるコート類

Pコート、ダッフルコート、ダウンジャケット。ただし、この3種類であっても極端に華美なもの判断される場合は不可とする。

- ② スカートの下にジャージ等を着用することや、ブレザーの腕まくり、緩んだネクタイ、リボンタイの着用等は認めない。
- ③ 肌着はワイシャツの襟からはみ出さないこと。